

務	00	01	5 年
(令和12年 3 月末まで保存)			
(令和12年 3 月末まで有効)			

警 務 第 4 3 6 号
令 和 7 年 3 月 2 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

警察関係公益法人等監督事務処理要領の改正について

警察関係の公益法人及び移行法人（以下「公益法人等」という。）の監督等に関しては、「警察関係公益法人等監督事務処理要領」（令和 4 年 3 月 7 日付け警務第401号別添。以下「要領」という。）に基づき実施してきたところであるが、今般、要領の中で引用していた「青森県公益認定等審議会公益法人等監督要領」及び「青森県公益法人等監督業務処理マニュアル」が廃止となり、「公益法人等の監督に関する実施要領」（令和 7 年 3 月 25 日付け青森県公益認定等審議会決定。以下「県要領」という。）が新たに制定されたことから、県要領の施行開始日である令和 7 年 4 月 1 日をもって、改正前の要領を廃止し、改正後の要領による運用を開始する。

公益法人等を所管する所属にあっては、事務処理に誤りのないようにされたい。
その他の所属にあっては、参考とされたい。

担当：警務課企画係

警察関係公益法人等監督事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、「公益法人等の監督に関する実施要領」（令和7年3月25日付け青森県公益認定等審議会決定）に定めがあるもののほか、警察関係の公益法人及び移行法人の監督に係る業務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 公益法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第2条第3号に規定する公益法人をいう。

(2) 移行法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第123条に規定する移行法人をいう。

(3) 警察関係公益法人等

青森県知事を行政庁とする公益法人及び移行法人のうち、国家公安委員会の所管事項に係る事業を目的とする公益法人及び移行法人をいう。

第2 警察関係公益法人等の監督事務

1 監督事務の根拠

監督事務については、青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和39年8月青森県規則第73号）第13条の規定に基づき、警察本部長が警察関係公益法人等に関する事務を補助執行することにより行うものとする。

2 監督事務の体制等

警察関係公益法人等に関する監督事務の体制等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総括主管課

総括主管課は、警務部警務課とし、警察関係公益法人等の監督に関する事務を取りまとめるほか、所管課への指導・助言、知事部局との連絡調整等の事務を行うものとする。

(2) 所管課

所管課は、別表「警察関係公益法人等」に掲げる所属とし、立入検査、報告徴収等の各種法令等に定めのある事項について監督を行うものとする。

3 公益認定等事務支援システムによる事務処理

- (1) 所管課は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」（平成19年内閣府令第68号）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則」（平成19年内閣府令第69号）の規定に基づき、警察関係公益法人等から提出された申請、届出等の事項について、公益認定等事務支援システム（専用のインターネットサイトを介して公益法人及び移行法人から申請、届出等がなされた事項につき、行政庁が受付、審査等業務を行う情報システム。以下「支援システム」という。）を利用して処理するものとする。
- (2) 総括主管課は支援システムを適宜閲覧し、所管課の処理状況を把握するとともに、必要に応じて支援システムの処理に関する指導・助言を行うものとする。

第3 警察本部における立入検査証の取扱い

1 携帯

認定法第27条（同法第59条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は整備法第143条第2項の規定により読み替えられた同法第128条の規定により、当該年度に警察関係公益法人等に対し立入検査を実施する職員は、その身分を示す証明書（以下「立入検査証」という。）を携帯するものとし、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 立入検査者の指定及び報告

所管課は、当該年度に立入検査を実施する場合、立入検査を行う職員を指定するとともに、立入検査者一覧（別記様式第1号）により、総括主管課に報告するものとする。

3 交付

総括主管課は、2により立入検査者一覧の報告を受けた場合は、速やかに、立入検査証を作成し、所管課に交付するものとする。

4 返却

所管課は、交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに、立入検査証を総括主管課に返却するものとする。

第4 要領の実施

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

別表

警察関係公益法人等

法人区分	法人名	所管所属
公益法人	公益社団法人あおもり被害者支援センター	警務課
公益法人	公益社団法人青森県防犯協会連合会	生活安全企画課
公益法人	公益社団法人青森県暴力追放県民センター	捜査第二課
移行法人	一般財団法人青森県警察協会	厚生課
移行法人	一般社団法人青森県自動車協会	交通企画課

立入検査者一覧

公益法人用（☐ 新規 ☐ 追加） ☐ 移行法人用

課名 _____

（令和 年度）

職 名	氏 名	生 年 月 日	顔写真データ

※ この一覧は、メールにより報告してください。
顔写真データは加工等しないでください。